

---

# 都城の変容

## 平安京の構成原理

---

北村優季

### はじめに

本報告では、都城—平安京—を論点として、その古代から中世への変質の過程を検討してみたい。従来このような課題を設定した場合には、まず共同体の出現や商工業の生成に注目が集まってきた。なぜなら、これまで中世都市の本質は商工業や共同体の活動にあると考えられ、したがってそのような要素をそれ以前の社会の中に見出すことに関心が払われたからである。しかし、たとえば幕府権力の下にあった鎌倉や戦国時代および近世の城下町を想起すれば明らかなように、中世以降の都市がそれら二つの要素のみで構成されたとはおよそ考えがたい。一方、古代都市の典型として理解される都城にあっても、人工的に設置された政治都市であること、あるいは中国風都市の再現であることが強調されるのに反して、都城が担った機能の内実については等閑視される場合が多い。「古代から中世へ」というシェーマは、なるほど一見説得力をもつようにも見えるが、しかし都市の「古代」的なものとはなにか、さらには「中世」的なものとはなにかが、案外漠然としたまま放置されているのが現状なのではないか。もとより本報告では、その問題すべてを扱うことは出来ないが、都市の古代的なるものを多少なりとも明確にし、それによって「中世」への転換点を探ることとしたい。

### ①……………都城と宅地班給

周知のように、藤原京や平城京は中国の都市プランを念頭に置いて造営された。碁盤目状の道路配置や中央北端に方形の宮城を設置することなどは、中国の都城、とりわけ唐都長安を祖型としたものと考えられる。また同じ時期に編纂された大宝律令にも、「京」「坊」「坊垣」「京城門」などの規定が含まれており、律令にみえる法規定が京の存在を前提としていたことも注目される。律令体系全体を唐から導入したと平行して、いわば律令制の舞台となった京についても、唐の影響を強く受けたのである。しかし日唐の都城には、規模の相違や宮城・皇城の構造をはじめとして、重要な相違点があることも見逃せない。とくに唐代はもとより、古くから中国・朝鮮半島で発達した城郭が、日本ではほとんど見られないことは著名な事実である。日本の都城の「城郭」は、わずかに京南面の羅城門両翼に作られただけであり、したがってそれは儀式的性格が強い。

ところで、こうした平面構造とは別に、日唐の都城の間にはその形成過程にも微妙な差異を見出すことができる。すなわち、日本の都城造営には必ず「宅地班給」を伴った点である。このことは

藤原京(新益京)遷都に先立つ持統5年(691)、「詔曰、賜右大臣宅地四町。直広式以上二町。大参以下一町。勤以下至無位、隨其戸口。其上戸一町、中戸半町。下戸四分之一。王等亦准此。」(『日本書紀』持統5年12月乙巳条)とあるのを初見として、後述のように、以後の都城造営にも実施された。ここで注意されるのは、宅地班給の対象が「勤(大宝令制の六位相当)以下無位に至るまでその戸口に随え」とする点である。つまりこの時期の同じ用例を参考にすると、「無位」は後の「入色」に相当する語であったとみられることから、班給が官位を帯する者に限られたことが看取されるからである。こうした点は、日本の都城が、官僚制あるいは官位体系と密接に連動していたことを示している。

七世紀後半の天武・持統朝の時代は、官僚制をはじめとする律令制の諸制度が急速に形成される時期でもあった。そのような中で、都城を設けてそこに豪族層に宅地を与えたことは、単に居住地を移動させたばかりでなく、旧来の本拠地で展開されたであろう私有民に対する支配関係を解体することでもあった。彼ら(多くは畿内豪族)は、宅地班給を通じて、都城に住み国家から給与を支給される官僚へと変質したのである。その意味で都城はそうした官人群を創出する場になったし、律令制が天皇を中心とする畿内豪族結集の方法であったことに着目すれば、その権力集中の場でもあったことになる。平城京や平安京の例では、京内にどれだけ空閑地が広がっていても決して口分田は班給されなかったが、このことも、都城が宅地のための場であったことを想定すれば、容易に説明されよう。多少乱暴にいえば、条里が口分田班給を目的とする土地区画であったとすると、条坊は宅地班給のために設定されたのである。

## ②……………都城の変容

日本の都城に伴ったこのような基本的特徴は、また平安京の時代にも踏襲された。しかし子細に検討すると、その性格は次第に変質していったものと考えられる。

まず宅地班給については、「遣菅野真道、藤原葛野麿等、班給新京宅地。」(『日本紀略』延暦12年9月戊寅条)として、平安京の場合にも実施されたことがみえるが、ただ、位階との対応関係や面積に一切言及しない点が注意を要する。この部分は現行『日本後紀』欠巻の箇所であって、あるいは『日本後紀』の取意文が『日本紀略』に収載された可能性もある。しかしこれより先、奈良時代の副都造営の場合、難波京の班給が位階との対応関係を示すのに対し(班給難波京宅地。三位以上一町以下。五位以上半町以下。六位以下四分一町之一以下。<『続日本紀』天平6年9月辛未条>)、それより後の恭仁京や保良京では、いずれもそれを記していない。「遣木工頭正四位下智努王。民部卿從四位下藤原朝臣仲麻呂。散位外從五位下高岳連河内。主税頭外從五位下文忌寸黒麻呂四人。班給京都百姓宅地。從賀世山西道以東為左京。以西為右京。」(『続日本紀』天平13年9月己未条)、「使司門衛督正五位上粟田朝臣奈勢麻呂、礼部少輔從五位下藤原朝臣田麻呂等、六位已下官七人於保良京、班給諸司史生已上宅地。」(『続日本紀』天平宝字5年正月丁未条)を参照。ちなみに、難波京班給の記事は『日本紀略』にもあるが、それは『続日本紀』とほぼ同じ文章である。このような点をみれば、位階と班給宅地の関係は、すでに奈良時代後半以降、稀薄になったものと考えられよう。

ところで、平安京が成立して間もない九世紀には、地方に本貫をもった官人が、大量に左右京へ貫附されている。そのほとんどは外五位ないし六位以下の下級官人であり、官人の集住という点で、平安京はそれ以前よりもはるかに効力を発揮したことになる。しかしすでに先行研究の指摘もあるように、この場合、登録される本貫と現実の居住地は必ずしも一致していなかったらしい。実際に「賜地」に与った官人も史料にみられるが、現在知られる限り、それらは本貫（〇条〇坊）とは別の場所に与えられたものである。したがって、左右京への貫附はいわば名目的な措置であって、都城への集住とは一応切り離して理解するのが穏当かと思う。都城がもつ宅地班給の機能は低下の一途をたどったのである。

大量の左右京貫附は、むしろ地方出身の官人が五位以上を輩出した旧来の伝統的氏族に、新たに加わることを意味した。そしてそれは、伝統的氏族が没落していくことの一面でもあったと考えられる。この後10世紀には、まず六位以下の位階が事実上機能しなくなると同時に、五位以上の特権を保証した給与体系も実質を失ってしまう。それとともに、官人社会の中では、位階の高低ではなく、どのような官職に就くかが重要となり、それに応じて収入も決定した。そして位階の形骸化の進行と官職の重視は、特権集団としての五位以上集団を事実上解体せしめることになったのである。かつて都城が担った宅地班給という機能も、伝統的特権集団が解体したときには、もはや働く余地はなかった。

### ③……………支配機構の変質—京の解体

藤原京（新益京）造営に先立つ宅地班給の記事は先に紹介したが、そこには「勤以下至無位，随其戸口。其上戸一町，中戸半町。下戸四分之一。」とみえ、戸等に応じて班給がなされたことがうかがえ、班給は以後もまず「戸」を基準に実施されたことが推測される。しかしこの「戸」の存在も、10世紀後半を境に記載がみえなくなり、そのころには籍帳を通じた民衆支配も行われなくなった。もっとも九世紀にはすでに京戸における戸籍の不正が社会問題となり、また造籍を基準に施行されるはずの班田も、延暦19年（800）、弘仁元年（810）、天長5年（828）、元慶3～7年（879～883）の四回のみであった。このような混乱の末に、10世紀には籍帳支配が終焉を迎えたのである。それは京戸の終焉でもあった。

戸に代わる住民掌握の方法に採用されたのは、在家を基準とする支配である。在家は「門並」とも称されたように、文字どおり一軒一軒の家屋を掌握しようとしたものであった。10世紀末から11世紀にかけては、またいわゆる町屋建築が京中に出現したと考えられているが、在家役の登場は、このような独特の家屋の出現とも対応していたと考えられる。そしてこれは、もはや土地との対応関係をもたなかった。後世の有職書『拾芥抄』には条坊の「町」を四行八門制によって機械的に分割したことが記されているが、そのような原理もこの頃には実態を失ったのではなかったか。また、律令制の原則では宅地と相容れない性格であった水田が京中に出現するのも、この11世紀のことである。

一方11世紀には、左右京の末端機構である保長が姿を消し、保刀祢の存在が定着した。坊令・坊長の衰退を承けて九世紀後半に設定された保長には、五位以上の家に属する家司が任じられたが、

---

これに対して、保刀祢は当地の「有力者」が補任された。保長の任用は、五位以上が京内行政に深く関与したことを示すが、おそらく五位以上集団が解体したのと平行して、保刀祢が出現したと考えられる。保刀祢を中核とする人間関係は、12世紀になると「在地」という表現を獲得するに至るが、11世紀には、平安京という一体的世界が解体したものと考えられる。住居配置の均衡が崩れて左京北部に人家が密集するようになること、それと反対に右京域や「七条以南」の荒廃が進んだこと、さらに都城の枠組みから離脱するように、鳥羽殿や白川殿などの院御所が相次いで京外に場所を求めたことも、平安京解体の一面であった。

## おわりに

日本の都城には、中世ヨーロッパのような政治的に自律性をもつ「共同体」は発達しなかった。したがって、都城を都市と呼ぶことには根強い抵抗感が存在するし、日本の都市の歴史を考える上で、都城はいわば異端的な場所に位置づけられることが多い。しかし「共同体」の意味をもう少し拡大し、人々を取り結ぶ特定の関係と解すれば、都城にもそれは存在した。天皇と、畿内豪族に出自をもつ官人層の関係である。古代都市の典型の一つである都城は、そのような権力構造が確立したときに誕生し、そしてそれが解体するとともに存在意義を喪失したのである。

(山形大学人文学部、国立歴史民俗博物館共同研究協力者)